

はじめに

この計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の目的である「生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」を達成するため、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して群馬県知事が定めた、法第4条第1項に基づき策定が義務づけられた計画です。

群馬県の県土面積は63万haで、このうち3分の2にあたる42万haを森林が占めます。また、日本を代表する尾瀬や谷川岳をはじめとした美しい景観を構成する緑あふれる多様な自然環境に恵まれています。その一方で、特定の野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）による生活環境や農林水産業への被害、さらには生態系への影響も深刻化しています。

こうした状況の下、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な一員であり、人の豊かな生活を営むうえで欠かすことのできない鳥獣との適切な関係を構築するため、広く県民の意見を取入れながら、第10次鳥獣保護事業計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

第一 計画の期間

本計画は、平成20年4月1日から、平成24年3月31日までの4年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

一定の区域を鳥獣の保護を図るための区域として、法第28条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方針

指定に関する中長期的な方針

第9次鳥獣保護事業計画の期間終了まで積極的に鳥獣保護区を指定してきた結果、鳥獣保護区は県土の9%を占めるにまで至っており、そこは地域の生物多様性の保全に資するとともに県民の鳥獣保護思想の普及啓発の場としても活用されてきた。

しかし、他方では鳥獣保護区が鳥獣による農林水産業への被害の増大を誘引しているとの考えも根強く、その指定は従来にも増して困難になってきているのが現状である。

このような状況を踏まえ、本計画では、引続き鳥獣の保護繁殖を進めるため、土地利用形態や鳥獣の生息状況と地域への影響等を勘案しながら、必要に応じて鳥獣保護区の新規指定や区域の拡大に努めるとともに、指定期間が満了するものについては指定区域等の見直しを含め、適切な更新を図る。

なお、農林水産業への被害を発生させている鳥獣については、その被害状況・生息状況等の調査結果に基づき被害等を軽減させるため、鳥獣保護区内で加害鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）鳥類の卵の採取又は損傷（以下「採取等」という。）の実施について検討する。

指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するため、指定について検討する。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保全し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、県境の山岳地帯での指定について検討する。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域の指定について検討する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図ることを目的としているが、現在、県内で集団繁殖が確認されている鳥類は、カラス、カワウ等であり、これらについては、農作物、魚類等の採食等の食害が報告されていることから、当面、新たな指定は行わないこととする。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護を図るうえで必要な地域を指定することを目的としている。 県内では、イヌワシ等の絶滅危惧種に指定されている猛禽類の生息も確認されているが、これらの生息地を鳥獣保護区として指定することは、営巣地の情報を公表することに繋がるおそれがあり、その結果、生息環境が脅かされることも考えられるので、指定については慎重に検討する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域の指定を目的としている。 鳥獣の移動経路としての機能が見込まれる地域のうち、特に必要な地域について指定を検討する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保することを目的に指定している。 都市公園、森林公園等の人が集まる場所で、イノシシ等による農林水産業への被害のおそれのない場の指定を検討する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区 (A)	項 目	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
				年 度	20	21	22	23	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所	42	29	箇所	3	1	1		5
	面積	12,600ha	41,676ha	変動面積	1,665ha	2,664ha	404ha		4,733ha
大規模生息地	箇所		1	箇所				1	1
	面積		10,590ha	変動面積				10,590ha	10,590ha
集団渡来地	箇所		7	箇所				1	1
	面積		3,179ha	変動面積				489ha	489ha
集団繁殖地	箇所			箇所					
	面積			変動面積					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所					
	面積			変動面積					
生息地回廊	箇所			箇所					
	面積			変動面積					
身近な鳥獣生息地	箇所		15	箇所		2	2	1	5
	面積		2,740ha	変動面積		64ha	472ha	225ha	761ha
計	箇所		52	箇所	3	3	3	3	12
	面積		58,185ha	変動面積	1,665ha	2,728ha	876ha	11,304ha	16,573ha

	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間中の増減 (D:B-C)	計画終了時の鳥獣保護区 (A+D)
	20	21	22	23	計 (C)		
箇所	4	1	1		6	1	28
面積	2,967ha	2,664ha	404ha		6,035ha	1,302ha	40,374ha
箇所				1	1		1
面積				10,590ha	10,590ha		10,590ha
箇所				1	1		7
面積				489ha	489ha		3,179ha
箇所							
面積							
箇所							
面積							
箇所		2	2	1	5		15
面積		64ha	472ha	225ha	761ha		2,740ha
箇所	4	3	3	3	13	1	51
面積	2,967ha	2,728ha	876ha	11,304ha	17,875ha	1,302ha	56,883ha

(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間 (年・月・日)	変更理由
20年度	森林鳥獣生息地	白井郷子持	期間更新	330ha	20・11・1～30・10・31	
		小野上谷の口		370ha	20・11・1～30・10・31	
		茶白山		965ha	20・11・1～30・10・31	
		袈裟丸山	解 除	1,302ha	20・10・31(解除日)	ニホンジカによる被害増
	計		363ha			
21年度	森林鳥獣生息地	仙ノ倉	期間更新	2,664ha	21・11・1～31・10・31	
	身近な鳥獣生息地	小 坂		21ha	21・11・1～41・10・31	
		桐生自然観察の森		43ha	21・11・1～41・10・31	
	計		2,728ha			
22年度	森林鳥獣生息地	大峰山	期間更新	404ha	22・11・1～32・10・31	
	身近な鳥獣生息地	観音山		425ha	22・11・1～32・10・31	
		黒滝山		47ha	22・11・1～42・10・31	
	計		876ha			
23年度	大規模生息地	尾 瀬	期間更新	10,590ha	23・11・1～33・10・31	
	集団渡来地	館 林		489ha	23・11・1～43・10・31	
	身近な鳥獣生息地	東大河原		225ha	23・11・1～43・10・31	
	計		11,304ha			
	合 計		15,271ha			

2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認める区域として、法第29条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方 針

第9次鳥獣保護事業計画の計画期間終了までに7箇所、1,226haを指定している。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引続き適切な管理を図るとともに鳥獣の生息実態を把握し、鳥獣保護区の区域内において特に保護を必要とする鳥獣が発生した場合には、特別保護地区として指定するよう努める。

また、指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、当該地域を鳥獣の安定した生息の場とするため、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は採取等が禁止された区域に取囲まれるように配慮する。

なお、本計画期間中においては、指定期間が満了する区域はない。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分		特別保護地区 指定の目標	既指定特別 保護地区(A)	項 目	計画期間中 の増減 (B)	計画終了時の特 別保護地区 (A+B)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	21 1,260ha	6 1,212ha	箇 所 変動面積		6 1,212ha
大規模生息地	箇所 面積			箇 所 変動面積		
集団渡来地	箇所 面積			箇 所 変動面積		
集団繁殖地	箇所 面積			箇 所 変動面積		
希少鳥獣生息地	箇所 面積			箇 所 変動面積		
生息地回廊	箇所 面積			箇 所 変動面積		
身近な鳥獣生息地	箇所 面積		1 14ha	箇 所 変動面積		1 14ha
計	箇所 面積		7 1,226ha	箇 所 変動面積	0 0ha	7 1,226ha

3 休猟区の指定

著しく減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第34条の規定に基づき知事が指定する区域であり、その方針は次のとおりである。

<方 針>

近年、県内各地においてイノシシやニホンジカ等狩猟獣類による農林水産業への被害が高水準にあることから、休猟区の指定に対しては、農林水産業の関係者や住民等の理解が得られないのが現状である。さらには毎年、狩猟者が減少し続けているため狩猟による捕獲圧が弱まり、狩猟鳥獣を回復させるという休猟区の指定意義が損なわれている。

このような状況を踏まえ、本計画においては休猟区を計画しないこととするが、一部の狩猟鳥獣のモニタリングを継続し、狩猟鳥獣の生息状況の把握に努める。

なお、狩猟鳥獣による農林水産業への被害等の状況に応じて、「休猟区においても特定鳥獣保護管理計画に基づき、特定する鳥獣の狩猟を行うことができる。」という、法第14条第1項に基づく特例制度の活用を検討する。

4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定

狩猟鳥獣の捕獲等を禁止するため、法第12条に基づき知事が捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類、区域及び期間等を定めるものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方 針

鳥獣保護区の区域内において、特定の狩猟鳥獣の生息数が増加しそれによる農林水産業への被害が顕著となっている場合は、その狩猟鳥獣による被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るため、鳥獣保護区を一時的に解除し、被害を発生させる狩猟鳥獣は狩猟で捕獲等ができるが、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定について検討する。

(2) 指定計画

年 度	所在地	区域の名称	面 積	指定期間	捕獲等を禁止 する狩猟鳥獣	備 考
20年度	みどり市	袈裟丸山狩猟鳥獣の 捕獲禁止区域	1,302ha	平成20.11.1 ~26.10.31	ニホンジカ以外	袈裟丸山鳥獣保護区

5 鳥獣保護区の整備

(1) 方針

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための区域として位置付けていることから、特にその生息地としての自然環境の保全を積極的に進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2に基づき保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

管理施設の設置：鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）の境界線が明らかになるよう、標識類の設置や補修等により適正な管理に努める。

利用施設の整備：それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で食餌植物の植栽、巣箱、給餌台等の設置に努める。

調査巡視等の充実：生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、鳥獣保護員によるパトロールを実施する。

保全事業の実施：保全事業を実施する場合は、関係団体の意見を聴きながら目標や区域及び事業内容を定め、土地所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

(2) 整備計画

管理施設の設置

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度		計		
	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	
標識類 の整備	案内板	1	1	2	2	1	1	1	1	5	5
	木 標	1	1	1	3	0	0	2	7	4	11
	制 札	2	2	3	14	2	6	3	31	10	53

利用施設の整備

食餌植物の植栽、巣箱の整備、給餌・給水施設の整備等について、必要な箇所について実施する。

また、市町村における適宜の実施は、妨げないものとする。

調査、巡視等の計画

区 分		平成 20 ~ 23 年度
巡 視 (鳥獣保護員)	箇所数	52 箇所
	人 数	53 人
管理のための調査の実施		鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）を適正に管理し、指定目的の達成に資するため、パトロールに際して標識類や保護施設の現況を調査するものとする。また、定期的に巡回し、鳥獣類の生息状況を把握するとともに、違法捕獲等の防止を図る。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画の期間終了まで、本県における代表的な狩猟鳥類であるニホンキジとヤマドリの人工増殖及び放鳥を進めてきた。本計画期間においても健全なニホンキジとヤマドリの人工増殖による放鳥効果を高めるため、次の点に留意しながら養殖事業者との連携を図る。

なお、本計画期間中は、獣類についての人工増殖は行わない。

養殖事業者の育成：県内において、放鳥計画に対応する健全なニホンキジとヤマドリの生産量が確保できるように、増殖体制の整備を指導する。

健全な個体の生産：近親交配による遺伝子の劣化を防止するため、必要に応じて野生から新たな個体を導入するとともに、地域個体群間での交雑を防止する。

(2) 人工増殖計画

年度	狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	指 導 方 法	
20～23年度	ニホンキジ、ヤマドリ	群馬県日本キジ・ヤマドリ養殖組合員を対象に、生産施設の充実、生産技術の向上や感染症の発生状況等における情報提供を行う。	

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣

ニホンキジとヤマドリは狩猟の対象として人気が高く、人工養殖技術が確立され安定的な供給が可能である。そこで、生息の増加を図る必要が認められる地域や経験の浅い狩猟者の狩猟技術拾得の場として適切な地域を中心に、本計画期間中においても引続き、ニホンキジとヤマドリを次の点に配慮して放鳥する。

なお、哺乳類は、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣は行わない。

ア 放鳥予定地域の生息環境や生息状況等を把握した後に放鳥する。

イ 放鳥個体は、健全なものとする。

ウ 本計画では休猟区の計画をしないが、特例制度の活用等により指定した場合は、その場所への放鳥を最優先とする。ただし、解除する年度には放鳥をしない。

外来鳥獣等

外来鳥獣等は、新たな農林水産業への被害、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

特に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されている鳥獣については、外来生物法により野外に放すことが禁止されていることを、強力に周知する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

生息状況及び人工増殖状況等を考慮し、放鳥計画及び入手計画を決定する。